

第3回 教育委員会会議日程

開催期日 令和2年5月26日（火）

開催時間 16時30分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第 4号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第 5号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第6 報告第 6号 区域外就学認定の件（非公開）

日程第7 議案第 7号 教育委員会委員の学校訪問実施の件

日程第8 議案第 8号 芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

日程第9 議案第 9号 令和2年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 4 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 2 年 5 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和2年度就学援助認定総括表(令和2年5月認定者)

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯		世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯		世帯
経済的困窮世帯		世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
町民税非課税世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
不認定世帯	2	世帯
認定廃止世帯		世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(5月認定者保留分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0

合計 0

●準要保護不認定者数一覧(5月認定者保留分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校		1		1			2
芽室南小学校							0
合計	0	1	0	1	0	0	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1		1	2
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	1	0	1	2

合計 4

令和2年度就学援助認定総括表

(令和2年5月12日現在)

申請世帯	163	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	141	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	141	世帯
経済的困窮世帯	83	世帯
児童扶養手当受給世帯	74	世帯
町民税非課税世帯	4	世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
不認定世帯	22	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎8年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	163	141	22	0	12.1

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(5月12日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	12	13	9	11	14	19	78
上美生小学校					1		1
芽室西小学校	3	8	4	5	9	7	36
芽室南小学校	1			1		1	3
合計	16	21	13	17	24	27	118

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	16	16	21	53
上美生中学校	1	2	2	5
芽室西中学校	7	13	12	32
合計	24	31	35	90

合計 208

●準要保護不認定者数一覧(5月12日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	3	2	1	4		2	12
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	3	1	3	1		10
芽室南小学校				1		1	2
合計	5	5	2	8	1	3	24

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1	3	7	11
上美生中学校				0
芽室西中学校	2	1	2	5
合計	3	4	9	16

合計 40

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	7	3	7	10	10	38
				1		1
1	2	1		5	4	13
						0
2	9	4	7	16	14	52

(中学校)

1年	2年	3年	計
9	9	11	29
1		1	2
3	4	8	15
13	13	20	46

合計 98

○町民税非課税世帯

芽室小学校	1年	1人
芽室西小学校	4年	1人
芽室南小学校	4年	1人
芽室中学校	1年	2人
	2年	1人
芽室西中学校	2年	1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

日程第5

報告第5号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和2年5月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 6

報告第 6 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 2 年 5 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第7

議案第7号

教育委員会委員の学校訪問実施の件

教育活動及び教育環境の実情や教育現場の現況を把握することを目的として、教育委員会委員の学校訪問を実施しようとするものであります。

令和2年5月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和2年度教育委員会委員学校訪問実施要領

1 学校訪問スケジュール

(1) 6月26日(金) 中央公民館集合 13:00

訪問場所	訪問予定時間	備考
移動	13:00～13:10	
芽室西小学校	13:10～14:00	
移動	14:00～14:20	芽室西小→上美生中
上美生中学校	14:20～15:10	
移動	15:10～15:30	

(2) 7月6日(月) 中央公民館集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備考
移動	8:50～ 9:00	
芽室南小学校	9:00～ 9:50	
移動	9:50～10:00	芽室南小→芽室小
芽室小学校	10:00～10:50	
移動	10:50～11:00	芽室小→芽室中
芽室中学校	11:00～11:50	
移動	11:50～12:00	

(3) 7月8日(水) 中央公民館集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備考
移動	8:50～ 9:20	
上美生小学校	9:20～10:10	
移動	10:10～10:30	上美生小→芽室西中
芽室西中学校	10:30～11:20	
移動	11:20～11:30	

※各校とも訪問時間は、例年より短縮し50分を予定しています。このうち40分程度は説明を受ける時間及び質疑応答に時間を充て、10分程度は廊下からの参観に充てるものとします。

2 訪問者（計10人）

教育長及び教育委員（5人）

程野仁教育長、西村嘉博教育長職務代理者、山口祥子委員、田口聡明委員、
鳥本和宏委員

事務局職員（5人）

有澤勝昭学校教育課長、日下勝祐社会教育課長、清末有二学校教育課長補佐、
中田雅彦総務係長、橋本岳学校教育係長

3 教育委員会委員が説明を受ける内容等

(1) 学校経営等の説明（20分）

- ・確かな学力の育成
 - ・豊かな心と健やかな体の育成
 - ・信頼される学校づくり
- など

(2) 協議（20分）

(3) 授業参観（10分）※本年度は廊下からの参観とします

※学校経営計画及び説明用資料等を用意いただき、説明していただく。

日程第 8

議案第 8 号

芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

芽室町学校給食センター条例施行規則第 8 条第 1 項並びに第 2 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 2 年 5 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町学校給食運営協議会委員名簿

	所属等	氏名	備 考
1	学 校 (校長会)	オザワ カズノリ 小 澤 一 記	芽室中学校校長 (新任)
2	学 校 (教頭会)	サトウ タカミツ 佐 藤 貴 光	芽室小学校教頭 (新任)
3	学 校 (養護教諭)	ニシカワ レイコ 西 川 麗 子	芽室南小学校養護教諭 (新任)
4	〃	エンドウ ミナ 遠 藤 弥 那	上美生小学校養護教諭 (新任)
5	〃	カリノ ナリコ 狩 野 範 子	芽室中学校養護教諭 (新任)
6	〃	ヒラオカ ナオミ 平 岡 直 美	芽室西中学校養護教諭 (新任)
7	関係団体	スギヤマ ミキ 杉 山 美 希	芽室小学校保護者 (再任)
8	〃	モギ リエ 茂 木 里 恵	芽室西小学校保護者 (新任)
9	〃	タナセ ユキコ 棚 瀬 幸 子	芽室南小学校保護者 (新任)
10	〃	モリウラ ナオキ 森 浦 直 樹	芽室中学校保護者 (新任)
11	〃	ホリ ミキ 堀 美 希	芽室西中学校保護者 (新任)
12	〃	スズキ ツグヒト 鈴 木 嗣 人	上美生小・中学校保護者 (新任)
13	学識経験者	ソネ ヨシツグ 曾 根 義 継	芽室町学校薬剤師 (再任)

【任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日】

○芽室町学校給食センター条例施行規則（関係条文抜すい）

昭和49年4月18日

教委規則第1号

（運営協議会事務局）

第7条 学校給食運営協議会（以下「協議会」という。）事務局は、センター内に置く。

（協議会の組織）

第8条 協議会は、委員14人以内をもって組織し、学校及び関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項に規定する委員の任期は2年とし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議会の業務）

第9条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 衛生管理の徹底についての協力及び助言
- (2) 給食内容、給食計画についての意見調整
- (3) 保護者からの給食費徴収及び納入の助長
- (4) その他必要とする業務

（協議会の役員）

第10条 協議会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長をつとめる。

第12条 削除

（協議会の費用弁償）

第13条 協議会の会議出席並びに協議会を代表して出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例（昭和26年芽室町条例第23号）に定める2級相当額とし、支給方法は町職員の旅費支給の例による。

日程第9

議案第9号

令和2年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和2年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする
ものであります。

令和2年5月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

学 教 第 119 号
令和 2 年 5 月 26 日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和 2 年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（学校教育課総務係）